

重度障害者用意思伝達装置事前調査書留意点

事前調査書は、重度障害者用意思伝達装置の申請受付の際にご確認いただき、記載をお願いします。

※1 身体状況の確認は、支給対象の条件該当かの確認のために必要となります。

①音声による会話で「会話可能」な場合は、支給対象外です。

②③④で支障有り又は理解不可能の場合、判定依頼受付後、試用の際の状況等調査を行うことがあります。

※2 今回の申請に伴う試用(デモ)実績:

